

CLOSE UP

2005. 初春号

リアルタイム
 国政レポート



抗瀬の中、入港する万景峰(マンギョンボン)号



衆議院委員会で拉致問題を追及する水野賢一



議員立法の原案者として国会答弁に立つ

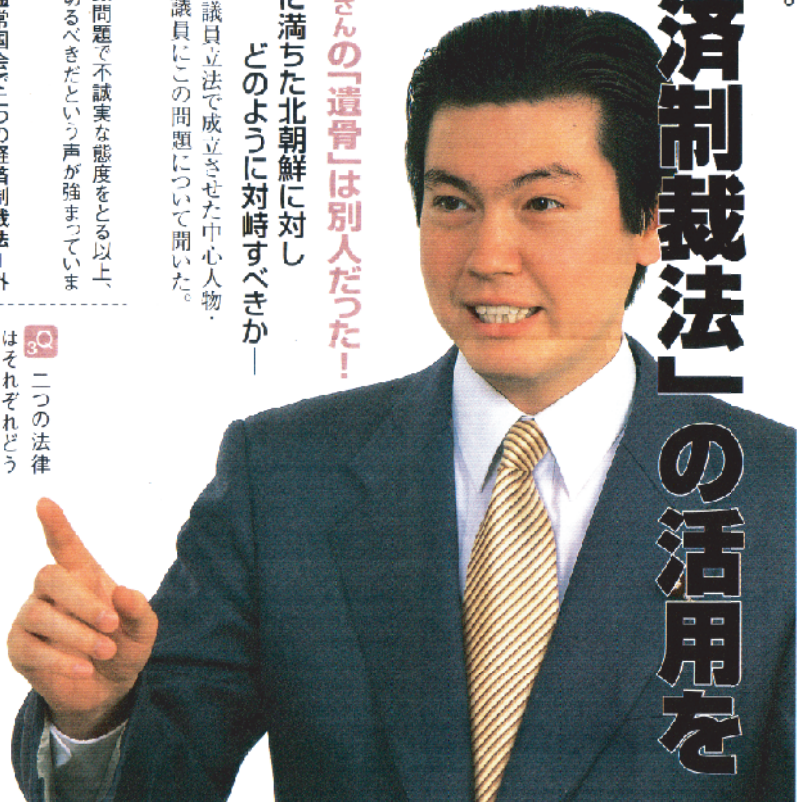
対話は重要。しかしアメを与えるだけの時代は終わった。
今こそ「北朝鮮経済制裁法」の活用を

横田めぐみさんの「遺骨」は別人だった！

嘘と欺瞞に満ちた北朝鮮に対し

どのように対峙すべきか

経済制裁法案を議員立法で成立させた中心人物・水野賢一衆議院議員がこの問題について聞いた。



1Q 北朝鮮が拉致問題で不誠実な態度をとる以上、経済制裁に踏み切るべきだという声が強まっていますが。

水野 ○四年の通常国会で二つの経済制裁法―外為法の改正と特定船舶入港禁止法―が成立しました。これによって経済制裁は発動しようとするばいづでも発動できるようになりました。拉致問題は重大な主権の侵害であり、人権の侵害です。この国家犯罪が解決しない限り制裁を実施するのは当然だと思います。

2Q 水野さんは一つの経済制裁法の提出者でしたね。

水野 以前は法律がなかったために北朝鮮に対して圧力をかけようにもかける手段がありませんでした。法律に不備があれば政府が率先して直すべきなのですが、その姿勢が見られなかったのが自民党の若手有志議員が集まって法案を作成し、議員立法で成立させたのです。



北朝鮮経済制裁法を起草した若手有志議員 (左から) 河野太郎、菅義偉、山本一弘、水野賢一、増原義朗、小林温

3Q 二つの法律はそれぞれどういう内容ですか。

水野 外為法は貿易の制限や送金の禁止について定めています。これまでの外為法では日本単独でこうした規制を行なうことを認めていませんでしたが、改正によって必要があれば単独でも制裁に踏み切ることができるようになりました。特定船舶入港禁止法は文字通り北朝鮮船の入港を禁止できるようにする法律です。

■北朝鮮経済制裁法案とは

外為法は昭和24年に制定された。正式名称は「外国為替及び外国貿易法」。同法では送金や貿易などの対外取引は原則自由とされているが、一定の理由がある場合には特定の国に対してこれらを原則禁止へと転換できる。これがいわゆる経済制裁である。特定船舶入港禁止法は平成16年にまったくの新法として成立した。

写真:上野ハルミ